

提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方  
 〈「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」〉

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	当該監督指針に記載している「企業の成長性等」とは、金融検査マニュアル別冊中小企業融資編に記載している「企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれを踏まえた成長性」と異なるものであるならば、違った表現振りにしたほうが良いのではないか。	原則として、今般の監督指針改正で記載している「企業の成長性等」は、別冊中小企業融資編も含め、金融検査マニュアル上で記載されているものと異なるものではありません。
2	全般	<p>地域密着型金融やコンサルティング機能の発揮等、様々な題目で監督指針の改正を実施又は予定しているが、いずれも、本質的に、金融機関に期待することは同じことではないか。</p> <p>そうであるならば、地域密着型金融やコンサルティング機能の発揮等、その監督指針の場面によって、表現を変更すべきではない。</p> <p>また、これが出来ていれば、今般の監督指針の改正は必要ないとも考えられる。</p>	<p>今回の監督指針改正の目的は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするために、金融機関が支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことを更に促進させる点にあります。</p> <p>こうした取組みは、地域金融に限定されるものではなく、従って、地域密着型金融等とは、監督の目的等が異なっていることから、今般、監督指針の改正を行うものであります。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
3	全般	本監督指針には、「中小・地域金融機関・・・」とではなく、「銀行・・・」との表現で記載されているが、その主旨と、使い分けの基準について確認したい。	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における「中小・地域金融機関」とは、地域銀行や協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫）を指します。</p> <p>本監督指針の改正においては、地域銀行を指す「銀行」という表現を使用しておりますが、協同組織金融機関についても、今般の監督指針改正の内容が準用されることとなります。（本監督指針Ⅴ－１－５参照）</p>
4	(主要行等) Ⅲ－４－２－２ (中小・地域金融機関) Ⅱ－６－２	「成長可能性を重視した融資等」について、現在の業況では成長可能性よりも信用リスクが高いと判断される場合、成長可能性を重視して融資実行するか否かは各金融機関の判断に委ねられるとの理解で良いか。	成長可能性を重視した融資等については、各金融機関が、企業の成長性等を適切かつ十分に評価した上で、自主的な経営判断により行うべきであると考えております。
5	(主要行等) Ⅲ－４－２－２ (中小・地域金融機関) Ⅱ－６－２	態勢整備の例示として掲げられている取組みについては、当局が信用金庫などの民間金融機関に対して、何らかを強制するといった運用が決して行われることがないよう、金融庁における運用の周知・徹底をお願いしたい。	「(参考) 具体的な態勢整備の例」として掲げている①～⑤は、あくまで例示であること、及び、取組みの内容については、各銀行の自主的な経営判断によるものであることを明記しております。
6	(中小・地域金融機関) Ⅱ－６－２	「地域密着型金融」の取組みとして、今回例示されたものと同様の対応を行っている場合、別途新たな対応が求められるものではないとの理解で良いか。	本監督指針の改正を踏まえ、各金融機関における企業の成長性等を重視した融資態勢の整備が図られ、より一層、成長資金の供給に向けた取り組みが促進されることを期待しております。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
7	(中小・地域金融機関) II-6-2	<p>中小・地域金融機関（主に信用組合）においては、規模・特性という観点から、主要行と同様の態勢整備には無理が生じるため、その点を考慮すべきである。例えば、改正案に示されている、「担当部署又は担当者の指定又は配置」「事業分野別の業況又は顧客に関する情報（ニーズの動向）等」について、十分に調査・分析・議論」の書き振りは、特に配慮すべきではないか。</p>	<p>監督指針の運用に当たっては、引き続き、各金融機関の個別の状況等（規模・特性等）を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮してまいります。</p>
8	(中小・地域金融機関) II-6-2	<p>成長資金を供給する取組み（将来の成長可能性も重視した融資）については、既に「地域密着型金融の推進」の中で実践されており、かつ、①安全性、②収益性、③成長性、④流動性、⑤公共性に基づき、総合的に判断しており、新たに成長性のみを重視した融資態勢の整備の例示を明記する必要性はないと思われる。</p> <p>あえて示すのならば、「成長性等を適切かつ十分に評価すること」を重視した態勢整備を求めるべきではないか。</p>	<p>今回の監督指針改正の目的は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするために、金融機関が支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことを更に促進させる点にあります。</p> <p>従って、企業の成長性等を重視した取組みを一層促進させる観点から、具体的に、企業の成長性等を重視した融資態勢の整備を例示しているものです。</p>
9	(主要行等) III-4-2-3 (中小・地域金融機関) II-6-3	<p>将来の成長可能性を重視した融資等への取組みの実施状況に対するヒアリング等については、金融機関の事務負担に十分配慮したうえで、実施いただきたい。</p>	<p>将来の成長可能性を重視した融資等への取組みの実施状況を含め、金融機関に対するヒアリング等については、金融機関の事務負担にも十分配慮して、実施してまいります。</p>